三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字念佛沢二九の一・二九の六・四〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県山本郡藤里町藤琴字堰根沢一〇の三、一〇の五、一〇の一〇、一〇の一七から一〇の二〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堰根沢一〇の三・一〇の五・一〇の一七・一〇の一九・一〇の二〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町戸部字下谷洞三二二、字奥厚曽一九六四から一九六六まで、一九六九の一、馬瀬名丸字小橋平一五四六、一五五一、一五五二、一五五三の二、一五五三の三、馬瀬黒石字無笹島一六八一、一六八二、一六八四、一六八五、一六八六の一、山県市深谷字深谷一二九七の一、郡上市高鷲町鷲見字下新田三六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市石浦町二九九三から二九九五まで、二九九八の一、二九九九の一、荘川町野々俣字クツ子平八七七の一、一之宮町字五升ケ谷六二五九の一、字石ケ谷六三一二の一、滝町一〇五〇の一から一〇五〇の三まで、一〇五五の一、一〇五五の二、二〇六一の五、二〇六一の六、二一九八、二二〇〇の一、二二〇〇の二、二二〇〇の六から二二〇〇の八まで、二二〇八、二二一三の一、二二一三の二、郡上市大和町大間見字大杉八四の一、八四の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町畦畑字大平一七八一の七、河合町稲越字前平二八二九の七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町高牧字小切谷四四四の一、四四四の二、四四五、四四八、宮川町西忍字袖ノ平一六〇六、河合町二ツ屋字谷畑一一四の一、高山市荘川町三谷字小谷一二三六、清見町二本木字切クダシ八四七の四、清見町三ツ谷字新田洞二二四八、二二四九の一から二二四九の三まで、国府町木曽垣内字笹洞九三八の一、九三九から九五〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市奥飛騨温泉郷栃尾字下栃尾平四六二の一、四六二の二、四六三の一、四六三の二、四六四、四六五の五、四六五の八、四六五の一三から四六五の一五まで、下林町二八五四の一、二八五五の一、関市小野字小橋一〇四五の一、一〇四七、一〇四九の一、一〇四九の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）